第百十三条第一項第二号ハ中「外部理事」を「理事（イ及びロに掲げるものを除く。）」に改める。

第百十五条第一項中「外部役員等（外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であって、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となったことがないものをいう。第三百一条第二項第十四号において同じ。）」を「理事（業務執行理事、代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第百四十一条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事」に「をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。）」を「（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）」に、「当該外部役員等」を「当該非業務執行理事等」に、「外部役員等と」を「非業務執行理事等と」に改め、同条第二項中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、「又はその子法人」を削り、同条第三項中「外部理事」を「同項に規定する理事」に改め、同条第四項中「である外部役員等」を「である非業務執行理事等」に改め、同項第三号及び同条第五項中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改める。

第百二十一条第二項を次のように改める。

2　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四　請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五　請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第百九十八条中「、第百十三条第一項第二号ロ中「第三百一条第二項第十三号」とあるのは「第三百二条第二項第十一号」と」を削り、「第三百一条第二項第十四号」を「第三百一条第二項第十二号」に、「第三百二条第二項第十二号」を「第三百二条第二項第十号」に改め、「「同項第十二号」とあるのは「同項第十号」と」を削る。

第二百六十六条第一項中「理事、監事、清算人又は評議員（」を「社員等（」に改める。

第三百一条第二項第十二号中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、同項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同項第十七号中「次条第二項第十五号」を「次条第二項第十三号」に改め、同号を同項第十五号とする。

第三百二条第二項第十号中「外部役員等」を「非業務執行理事等」に改め、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第三百四十二条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十二号中「又は第七十三条第二項」及び「これらの規定を」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための社員総会又は評議員会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下この項及び次項において「新一般社団・財団法人法」という。）第七十三条（新一般社団・財団法人法第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　一般社団法人又は一般財団法人の理事、監事又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新一般社団・財団法人法第百十三条及び第百十五条（これらの規定を新一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　一般社団法人についてこの法律の施行の際現に前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（次項において「旧一般社団・財団法人法」という。）第三百一条第二項第十三号又は第十四号の規定による登記がある場合は、当該一般社団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

4　一般財団法人についてこの法律の施行の際現に旧一般社団・財団法人法第三百二条第二項第十一号又は第十二号の規定による登記がある場合は、当該一般財団法人は、当該登記に係る理事又は監事の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

（信託法の一部改正）

第十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百四条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9　受託者は、受益権の価格の決定があるまでは、受益者に対し、当該受託者が公正な価格と認める額を支払うことができる。

第百九十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二章　内閣官房関係

（郵政民営化法の一部改正）

第十八条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改める。

第三章　内閣府関係

第一節　本府関係

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「会社法」を「監査等委員会又は会社法」に、「委員会」を「指名委員会等」に改める。

一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

第三十七条第二項第一号

二　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第十一条第四項

三　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項第一号

第二節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第二十条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第十八条中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第十九条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第三十条第五項中「第四百七十八条第六項」を「第四百七十八条第八項」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第二十一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「同条第十一項ただし書」を「同条第十二項ただし書」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。